

千葉県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和4年3月30日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	小松崎	文	嘉	
同	麻	生	紀	雄

3千総総第1300号

令和4年3月22日

千葉市監査委員 大 木 正 人
同 宮 原 清 貴
同 小松崎 文 嘉
同 麻 生 紀 雄
様

千葉市長 神 谷 俊 一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成18年度監査報告第1号、令和2年度監査報告第10号及び令和3年度監査報告第7号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>2 公有財産の管理を適正に行うべきもの</p> <p>公有財産規則第16条によると、公有財産を不法に占有した者に対して、当該公有財産を管理する財産管理者は、ただちにその占有を中止させ、その者に対し退去、原状回復又は損害を賠償させなければならないと規定されている。</p> <p>しかしながら、地域安全課所管の土地（地番：中央区浜野町718-13 地積：61㎡）については、隣接地の所有者が当該土地に車庫を建築し不法に占有していた。</p> <p>公有財産の管理については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>地域安全課所管の土地については、令和3年10月7日付けで隣接地の所有者と当該土地の賃貸借契約を締結し不法占有状態を解消した。</p>